

令和7年度 矢巾町小児インフルエンザ・任意予防接種説明書

【実施期間】 令和7年10月1日から令和8年2月28日

【接種対象者】 2歳～中学3年生

回数	投与方法	助成額
1回	鼻腔内に噴霧 (各鼻腔内に0.1mLを1噴霧)	2,200円 ※9歳以下で過去に1回もインフルエンザワクチンを受けたことがない方は2回（1回のみが助成）の接種になる場合がありますので医師にご確認ください。

※ 接種料金から2,200円を差し引いた額が自己負担となります。

※ 生活保護世帯の方は、接種料金の全額を助成します。（健康長寿課窓口で事前に手続きが必要です）

【持ち物】 母子健康手帳、本人確認書類（住所・氏名・年齢の確認できるもの、マイナ保険証、資格確認書等）

経鼻弱毒生インフルエンザワクチン「フルミスト点鼻液」

フルミスト点鼻液は鼻の中に噴霧するタイプのインフルエンザウイルスを弱毒化した生ワクチンです。接種後に体の中で増えたワクチンウイルスに対する免疫ができ、インフルエンザウイルスの感染を予防します。

予防接種を受ける前の一般的注意事項

- ① この説明書を読んで、インフルエンザ予防接種の必要性や副反応などについて理解し、心配なことやわからないことは、予防接種を受ける前に医師にご確認ください。
- ② 予診票は医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方及び保護者が責任を持って記入し、正しい情報を医師に伝えてください。医師の診察・説明を受けた後、予診票の保護者記入欄に自署をお願いいたします。
- ③ フルミスト点鼻液のワクチン接種時に他のワクチンも同時に接種することができます。他のワクチン接種を希望される際は医師にご相談ください。

予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱している方（通常は37.5℃を超える場合）
- ② 重い急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 過去に本ワクチンに含まれている成分で、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管性浮等）を呈したことが明らかな方
- ④ 過去に予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ⑤ 明らかに免疫機能に異常のある疾患をお持ちの方、免疫抑制をきたす治療を受けている方
- ⑥ 経口または注射の副腎皮質ホルモン剤を使用している方
- ⑦ その他、医師が予防接種を受けることが不適当と判断した方

予防接種を受ける前に医師とよく相談しなくてはならない方

- ①ゼラチン含有製剤またはゼラチン含有の食品に対して、ショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管性浮腫等）等の過敏症を起こしたことがある方
- ②心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等などの基礎疾患のある方
- ③過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- ④過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤重い喘息のある方または喘鳴の症状のある方
- ⑥接種しようとする接種液の成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーを呈するおそれのある方
- ⑦抗インフルエンザウイルス剤、サリチル酸系医薬品（アスピリンなど）、ジクロフェナクナトリウム、メフェナム酸を服用している方

予防接種を受けた後の注意事項

- ①接種後は、ショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管性浮腫等）が起こることがありますので、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- ②接種当日は過激な運動は避けてください。また、健康状態に十分注意し、体調の変化、高熱などの異常な症状を呈した場合には、すぐに医師の診察を受けてください。なお、接種当日の入浴は差支えありません。
- ③接種後1～2週間は乳児や重度の免疫不全の方との接触を可能な限り控えましょう。
- ④予防接種後4週間は副反応の出現にご注意ください。

予防接種後の副反応

予防接種のあと、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることもあります。

【副反応】

- ◆ まれに接種直後または数日中に、鼻閉・鼻漏、咳嗽、口腔咽頭痛、頭痛等があらわれることがあります。
- ◆ 重大な副反応としては、まれにショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管性浮腫）があらわれることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じます。その他海外では、ベル麻痺を含む脳神経障害、脳炎、けいれん（熱性けいれんを含む）、ギラン・バレー症候群（手足に力がはいる、しびれ、食べものが飲み込みにくい、呼吸が苦しいなど）、血管炎（発熱、頭痛、倦怠感、紫斑、紅斑など）などが報告されています。

※予防接種を受けた後に体調が心配な場合は医師の診察を受けてください。また、受診した場合には役場健康長寿課にもお知らせください。

予防接種健康被害救済制度

任意予防接種により、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく健康被害救済制度の対象となります。

＜問合せ先＞

矢巾町役場 健康長寿課 健康づくり推進係（さわやかハウス内）

窓口開庁時間：月～金曜日 8：30～17：15（土日・祝日除く）

住所：〒028-3615 矢巾町大字南矢幅第14地割78番地

電話：611-2832 FAX：698-1214